

◆消費税納税は1.25倍に～消費税率引上げに伴い、資金繰りに注意しよう～

直前の課税期間の確定消費税額（国税分）が48万円を超えると中間納付が必要です。（金額によって回数は異なります）今まで中間申告が発生していなかった事業者も納税額増加に伴い中間申告の対象になる可能性があります。（中間納付振替日：令和2年9月28日）
中間納付税額は確定消費税額によって算出されます。

例

8% 確定消費税額 500,000円（国税：393,750円 地方税：106,250円）

⚠ 注意点：税率が2%上がると国税と地方税の負担も大きくなります

10% 確定消費税額 500,000円（国税：487,500円 地方税：137,500円）

⇒48万円を上回っているので中間納付発生

◆屋内は原則禁煙に！ ～屋内喫煙可能な4つの条件～

受動喫煙を防止するために、2020年4月1日より受動喫煙対策が始まります。施設の種類、場所ごとに、敷地内禁煙、屋内禁煙にすることや喫煙できる場所に標識を掲示することなどが義務付けられます。ただ、全てが禁煙になるわけではなく、4つの条件のいずれかを満たせば喫煙が可能となります。

条件（4つの内いずれかの届出が必要となります）

- ① 店内に喫煙専用室（飲食不可）を設置する
- ② 加熱式たばこ専用室（飲食可）を設置する
- ③ 喫煙可能室の届出をする（以下3つの条件有り）
⇒2020年4月時点で営業している飲食店
⇒資本金が5,000万円以下、客席の面積が100平方m以下
⇒20歳未満は立ち入り禁止
- ④ 喫煙目的施設としての届出をする
⇒「たばこ小売販売業許可」の取得が必要、主食メニューの提供が出来ない



◆とす知っ得便 ～会議所会報に販促チラシを同封し広報しませんか？～

鳥栖商工会議所では、年間5回郵送している「会議所ニュース」に貴社のチラシを同封し、約1,200社の会員事業所と約200社の他会議所や官公庁等へお届けする会員限定サービスを行っております。販売促進をはじめ、企業・商品のPRなどにぜひご利用ください。ご利用される方は当所までお問い合わせください。

利用する効果

- ① 経営者へダイレクトに届く ⇒ダイレクトに企業経営者に届けられるため、効率よく届きロスも少ない。
- ② 開封率が高い ⇒会議所ニュースに同封するので、単独DMに比べ開封率が高い。